

石 油 製 品 需 給 動 態 統 計 調 査

石油製品製造業者・輸入業者月報 記入要領



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2025 年 1 月

経済産業省資源エネルギー庁

資 源 ・ 燃 料 部 政 策 課

<まちがえやすい記入の例>

調査票に記入の際、まちがえやすい記入の主な例と確認ポイントについてまとめました。

まちがえやすい例	正しい報告のために(確認ポイント)
・調査対象事業所と 調査対象品目の考え方	本調査の対象は、調査対象品目である原油及び石油製品を取り扱う全事業所となります。また、あなたの事業所で取り扱う原油及び石油製品のうち、調査対象品目に該当する全品目が報告対象となります。 新規に石油輸入業者になられた場合も、調査対象品目を取り扱う全事業所、取り扱いがある全調査対象品目が報告対象となります。
・定義外の品目を計上 ・定義内の品目を未計上	記入要領に記載してある調査対象品目の定義などを確認してください。 定期的に、あなたの事業所の取り扱い製品と調査対象品目の関連や本調査の報告内容について事業所内で確認してください。
・在庫量の推計	在庫には、月末の实在庫量を記入していただくのが原則です。 どうしても把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的(四半期、半期など)に实在庫量を確認した上で、報告してください。
・重複(欠落)報告	自事業所(A事業所)に他事業所(B事業所)分を含めて報告している場合、当初はA・B両事業所の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどでその状況が不明になり、いつの間にか重複報告などが生じるケースも考えられます。必ず定期的に確認してください。
・単位誤り	調査票に記入していただく際の数量には、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。
・四捨五入による不一致 ・小数点以下の記入	四捨五入により、本来一致すべき品目の数量が一致しない場合は、報告義務者の判断で、数量が一致するように調整してください。 また、小数点以下の値については四捨五入をして<u>整数</u>にしてください。

石油製品需給動態統計調査 石油製品製造業者・輸入業者月報記入要領

目 次

1.調査の目的	1
2.根拠法規	1
3.秘密の保護	1
4.調査の対象	1
5.調査対象品目	1
6.報告義務者及び罰則	2
7.調査期日及び調査期間	2
8.調査票の提出先、期日及び部数	3
9.調査票の提出方法	3
10.休業、廃業、転業及び名称変更等	3
11.結果の公表	3
記入注意事項	
I.記入にあたっての留意事項	4
1.記入にあたっての考え方	4
2.一般事項	4
(1)記入数字について	4
(2)訂正について	4
(3)事業所番号	5
(4)その他	5
II.調査票別記入注意	6
1.石油製品製造業者・輸入業者月報(その1)	6
(1)月間受入量	6
(2)月間払出量	8
(3)月末在庫量	9
2.石油製品製造業者・輸入業者月報(その2)	10
○品目別月間払出量(燃料油等)	10
3.石油製品製造業者・輸入業者月報(その3)	11
(1)国別輸入	11
(2)ボンド輸入	11
(3)国別輸出	11
4.石油製品製造業者・輸入業者月報(その4)	12
○原油	12
記入例	17
調査票様式	21

石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報記入要領

この記入要領は、原油及び石油製品(液化石油ガスを含む)に関する石油製品需給動態統計調査(基幹統計調査)石油製品製造業者・輸入業者月報の記入方法についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告義務者は、この記入要領にしたがって調査票に正確に記入し、提出期日までに、経済産業大臣に報告してください。

1.調査の目的

この調査は、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的としています。

2.根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、石油製品需給動態統計調査規則(平成20年経済産業省令第7号)により実施するものです。

3.秘密の保護

この調査に報告された記入内容については、統計法により秘密が保護されます。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

4.調査の対象

この調査の対象事業所は、下記「5. 調査対象品目」を取り扱う製造業者、輸入業者又は原油受入業者に属する事業所であり、下記「5. 調査対象品目」を輸入若しくは販売する事業所又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れる事業所(国家石油備蓄基地を除く)です。

なお、調査対象品目は、原則として日本工業規格(JIS規格)または国際的に一般的に使用されている規格(ASTM規格など)に基づいています。

5.調査対象品目

(1)ガソリン

自動車用ガソリン(高級、並級)、その他用ガソリン

(2)ナフサ

石油化学用ナフサ、その他用ナフサ

なお、バイオナフサ(バイオマス等非化石由来原料から生成されたナフサ相当の炭化水素)単体は含めないでください。

(3)ジェット燃料油

なお、混合後 SAF(ニート SAF を混合上限 50%で石油由来ジェット燃料油と混合したもの)も含めてください。

(4)灯 油

(5)軽 油

なお、バイオディーゼル(リニューアブルディーゼル)単体(非化石分が50%以上の場合は含めず、石油由来の軽油等と混合し、石油由来分が50%以上の場合は含めてください。

(6)A重油

(7)B・C重油

なお、単体(非化石由来分が50%以上の場合は含めず、石油由来の燃料との混合によって石油由来分が50%以上の場合は含めてください。

(8)潤滑油

ガソリンエンジン用潤滑油、ディーゼルエンジン用潤滑油、その他車両用潤滑油、船舶エンジン用潤滑油、機械油、金属加工油、電気絶縁油、その他の特定用途向潤滑油、その他の潤滑油

(9)アスファルト

ストレートアスファルト(カットバックアスファルト及び燃焼用、工業用等に使用されるアスファルトを含む)、ブローンアスファルト

(10)グリース

リチウムグリース、カルシウムグリース、ナトリウムグリース、その他のグリース(ペトロラタムを含む)

(11)パラフィン

(12)液化石油ガス

P・P、P・B(プロパン、プロピレン、プロパン・ブタン、プロピレン・ブチレン等プロパン、プロピレンを主成分とする液化石油ガス)

B・B(ブタン・ブチレン等ブタン・ブチレンを主成分とする液化石油ガス)

(13)原 油

※液化天然ガス:令和4年3月分をもって、調査を終了しました。

6.報告義務者及び罰則

この調査の報告義務者とは、企業又は事業所の管理責任者であり、報告義務者は調査票に掲げられた事項について正確に報告しなければなりません。

また、必要に応じて、立入検査を行う場合があります(統計法第15条)。

なお、報告義務者が報告を怠った場合や、虚偽の報告をした場合には、統計法に基づいて罰せられる場合があります(統計法第61条)。

7.調査期日及び調査期間

調査期日は、毎月末日です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1ヶ月間です。ただし、やむを得ない場合は起算の日を定め(例えば20日、25日など)、その日から1ヶ月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後みだりに調査期間の変更をしないようにしてください。また、調査期間の変更を行った場合は、必ず調査票の提出先に連絡するか、又は調査票の備考欄にその旨を記入してください。

8.調査票の提出先、期日及び部数

調査票は、翌月12日までに1部を経済産業大臣(資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)あてに提出してください。

〔提出先〕

郵便番号 100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

電話番号：03-3501-2773 (直通)

FAX：03-3580-8449

E-MAIL: bz1-toukei-houkoku@meti.go.jp

〔オンライン報告等案内先〕

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_enterprise/

9.調査票の提出方法

調査票は、オンライン送信又は郵送で提出してください。

なお、詳細については、前掲のURLで確認してください。

10.休業、廃業、転業及び名称変更等

休業、廃業、転業及び名称変更や支店統合、若しくはシステム統合等で報告事業所に変更があった場合は、速やかに前掲の調査票提出先にその旨を連絡し、提出先の指示を受けてください。

11.結果の公表

集計結果は、石油統計速報、資源・エネルギー統計月報及び資源・エネルギー統計年報等で公表しており、経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html>)にも掲載しています。

記 入 注 意 事 項

I. 記入にあたっての留意事項

以下において、石油製品製造業者・輸入業者月報(その1)を(その1票)、石油製品製造業者・輸入業者月報(その2)を(その2票)、石油製品製造業者・輸入業者月報(その3)を(その3票)、石油製品製造業者・輸入業者月報(その4)を(その4票)とします。

1. 記入にあたっての考え方

(1)(その1票)・(その2票)・(その3票)の数値の記入

この調査票の各記入事項のうち、(その1票)、(その2票)及び(その3票)については所有権ベースで記入してください。

つまり、あなたの事業所が所有している自社名義の石油製品及び他社に保管を依頼してある自社名義の石油製品について記入してください。一方、あなたの事業所が保管している他社名義の石油製品については記入しないでください。

(2)(その4票)の数値の記入

この調査票の各記入事項のうち(その4票)については占有権ベースで記入してください。

つまり、あなたの事業所が所有・保管している原油について記入してください。

一方、他社に保管を依頼してある自社名義の原油については記入しないでください。

また、統計法に基づく一般統計調査「石油輸入調査」で報告される陸揚地別の原油輸入量合計と本調査による事業所ごとの直受入力量合計は一致します。したがって、他社名義の原油受入については、関係企業・事業所と連絡の上、記入漏れや重複がないよう留意してください。

2. 一般事項

(1)記入数字について

調査票所定の分類、項目及び単位にしたがって記入し、数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

推定による記入はなるべく避け、やむを得ず推計により記入する場合は、必ず調査票の提出先に連絡するか、又は調査票の備考欄にその旨を明記してください。

(2)訂正について

記入内容に訂正があった場合は、速やかに調査票提出先に連絡してください。

オンラインによって報告した方は、再度全項目(変更部分以外も含む)が入力されたファイルを送信してください。

(3)事業所番号

事業所番号は、都道府県番号と事業所ごとの整理番号で構成されています。原則として、都道府県番号はあなたの事業所が所在している都道府県番号を下記にしたがって記入してください。ただし、一部の事業所において頭の2桁の番号が都道府県番号と異なる場合、指定された番号の頭の2桁を、都道府県欄に記入してください。

整理番号は、あなたの事業所が指定された番号(8桁)(これまで石油製品需給動態統計調査若しくは経済産業省生産動態統計調査の調査票に記入していた番号と同じもの)を記入してください。

都 道 府 県 番 号 表

都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

(4)その他

調査票の作成者は、責任を負うべき報告義務者の氏名、調査月、作成年月日、作成者の所属部署名及び氏名を記入してください。

Ⅱ. 調査票別記入注意

調査票の記入は、以下の注意事項によりますが、調査票の記入例(17～20ページ)も参照してください。

1. 石油製品製造業者・輸入業者月報(その1)

(1) 月間受入量

① 生産部門よりの受入

あなたの事業所が自社の生産部門より受け入れた数量を記入してください。また、他社に生産を委託した自社名義の石油製品についてもその受入数量を記入してください。

この受入数量のうち自社の生産部門から受け入れた数量は、その生産部門が提出する「経済産業省生産動態統計調査(基幹統計調査)石油製品月報(以下、「石油製品月報」という)」の自社分の「販売部門向出荷量」と一致します。

② 輸入

自社の名義で輸入した石油製品について、税関立会検尺等により決定された輸入数量を記入してください(ただし、ボンド輸入分は除く)。

また、製油所等に直接納入した場合は、輸入欄に記入した同量を月間払出量の「製造業者・輸入業者への販売・融通」で払い出してください。

なお、輸入品は製品として取り扱うこととなっていますので、半製品を輸入した場合も製品として取り扱ってください。

油種別の輸入数量は、(その3票)の「3. 国別輸入」の各油種計と一致します。

なお、ボンド輸入については、(その3票)の「4. ボンド輸入」に記入してください。

(注)1. 検尺を完了した時点で本欄への報告対象となります(通関時点ではありません)。

2. 国内市場に投入されない(再輸出される)ことが決まっているものについては本欄に記入せず、ボンド輸入同様、(その3票)の「4. ボンド輸入」に記入してください。

3. 石油輸入業者のうち、輸入した調査対象品目を販売することを業としていない事業者(石油化学会社等)は、自社名義で輸入した分についてのみ記入してください(国内調達分については記載しないでください)。また、輸入した調査対象品目を自社で石油化学製品の原料とした数量については、自社製造部門への「販売」とみなし、受入と同時に「消費者・販売業者向販売」欄で払い出してください。

4. 他社名義による調査対象品目の輸入については、関係企業と連絡の上、報告の記入漏れや重複がないよう留意してください。

③ 製造業者・輸入業者よりの購入・融通

製造業者又は輸入業者より購入及び融通を受けた数量を記入してください。

④ 販売業者よりの購入

販売業者より購入した数量を記入してください。

販売業者とは、製造業者、輸入業者又は消費者以外の者で石油製品の販売を業とする者です。

⑤ 品種振替による増量

他の油種より振り替えられた製品(新品種)の数量を記入してください。振り替えた製品(旧品種)の数量は月間払出量の「品種振替による減量」に記入します。新品種と旧品種の数量は一致します。

なお、同一品種間の振替(例：ローサルファーC重油からハイサルファーC重油へ)は、相殺されるため計上しません。

⑥ 石油化学よりの返還

石油化学会社に販売した液化石油ガスが返還された数量や、石油化学会社から受け入れた液化石油ガスの数量を記入してください。

⑦ その他の月間受入量

自社の他事業所から受け入れた数量、計量誤差、保管中又は輸送中に増量した数量、事業所の統廃合による戻り在庫や、前掲①～⑥に該当しない理由で受け入れた数量を記入してください。

また、国家備蓄在庫の石油製品を民間在庫として買い戻す場合は、当該数量を加算してください。

なお、消費者・販売業者又は製造業者・輸入業者へ販売した石油製品の返品については、本項目で計上せずに、それぞれ(2)の月間払出量の欄に掲げる「消費者・販売業者向販売」及び「製造業者・輸入業者への販売・融通」に記入する数量から返品量を差し引いて記入してください。

(2)月間払出量

① 消費者・販売業者向販売

消費者及び販売業者に販売した数量を記入してください。

消費者とは石油製品を消費する需要家です。つまり、石油製品を燃料として消費する者又は石油製品以外の物を製造するために原材料として消費する者です。

また、販売業者とは、製造業者、輸入業者又は消費者以外の者で石油製品の販売を業とする者です。

ただし、半製品又は石油製品を原材料として新たな石油製品を製造する者は、石油製品月報(「生産動態統計調査」)の記入事項ですので、本票の消費者・販売業者向販売からは除外して記入してください。

なお、この項目で記入するガソリン、ナフサ及び潤滑油については、(その2票)の「2. 品目別月間払出量(燃料油等)」に掲げる「消費者・販売業者向販売量」欄に記入するガソリン、ナフサ及び潤滑油計と一致します。

(注)返品があった場合は、その数量を差し引いて記入してください。

② 製造業者・輸入業者への販売・融通

製造業者又は輸入業者へ販売及び融通した数量を記入してください。

また、直接製油所に納入した製品(輸入品など)と同量を本項目で払い出してください。これにより生産部門に払い出すことになります。

(注)返品があった場合は、その数量を差し引いて記入してください。

③ 輸出

輸出した数量を記入してください。輸出向け国内生産ボンドも輸出に含まれます。

なお、輸入ボンドの再輸出品は輸出に含めないでください。

油種別数量は、(その3票)の「5. 国別輸出」の各油種計と一致します。

④ 品種振替による減量

前述、「(1)月間受入量」の「⑤品種振替による増量」を参照してください。

⑤ 自家消費

報告対象となる事業所の事業活動(暖房等)のために消費した数量を記入してください。

ただし、あなたの事業所が他の業務を兼業し、その業務を行うために消費した数量は、「消費者・販売業者向販売」欄に記入してください。

⑥ その他の月間払出量

自社の他事業所へ払い出した数量、計量誤差、保管中又は輸送中に減量した数量、前掲

①～⑤に該当しない理由で払い出した数量を記入してください。

また、石油製品を国家備蓄として払い出す場合は、当該数量を加算してください。

なお、本項目は製油所に直接納入した製品(輸入品など)の重複部分を払い出して調整する項目ではありません。

(3)月末在庫量

あなたの事業所が所有している自社名義の石油製品月末在庫の数量及び他の油槽所に保管を依頼している自社名義の石油製品の月末在庫の数量を合計して、記入してください。

ただし、製油所で保管をしている石油製品の月末在庫量は、石油製品月報(「生産動態統計調査」)の記入事項ですので、本票の月末在庫からは除外して記入してください(下記例参照)。

※月末在庫量は、下記の関係式が成り立ちます。

月末在庫量＝月初在庫量(前月末在庫量)＋月間受入量－月間払出量

なお、ガソリン、ナフサ及び潤滑油の月末在庫は、(その2票)の「2. 品目別月間払出量(燃料油等)」に掲げる「月末在庫量」欄の油種別計と一致します。

石油製品需給動態統計在庫と石油製品月報在庫について

	A 社 在 庫		B 社 在 庫		C 社 在 庫	石油製品需給動態 統計調査在庫
	油槽所	製油所	油槽所	製油所	油槽所	
A 社分	500	1,000	80	150	20	500+80+20= <u>600</u>
B 社分	50	100	800	2,000	40	50+800+40= <u>890</u>
C 商社分	30	60	400	200	300	30+400+300= <u>730</u>
石油製品月報在庫 (生産動態統計調査)	1,000+100+60=1,160		150+2,000+200=2,350		—	

(注)石油輸入業者のうち、輸入した調査対象品目を販売することを業としていない事業者(石油化学会社等)については、本記入要領の「(1)月間受入量 ②輸入(注)3.」(6 ページ)にしたがって記入してください。結果として、月末在庫はゼロになります。

2. 石油製品製造業者・輸入業者月報(その2)

本調査票は、(その1票)のうち「消費者・販売業者向販売量」及び「月末在庫量」について、その内訳を品目別に調査するものです。

なお、各品目計は(その1票)の該当品目数量と一致させてください。よって、本票は(その1票)と併せて提出してください。

○品目別月間払出量(燃料油等)

① ガソリン

自動車用高級ガソリン、自動車用並級ガソリン、その他用ガソリンに区分して記入してください。

② ナフサ

石油化学用ナフサ、その他用ナフサに区分して記入してください。

なお、バイオナフサ(バイオマス等非化石由来原料から生成されたナフサ相当の炭化水素)単体は含めないでください。

③ 潤滑油

下記に示す用途別分類にしたがって記入してください。

- ・ ガソリンエンジン用潤滑油：ガソリン(LPG等を含む)を燃料とする内燃機関用エンジン油。
- ・ ディーゼルエンジン用潤滑油：軽油、灯油を燃料とする車両用、産業用ディーゼル機関用エンジン油(コージェネ用ガスエンジン専用油を含む)。
- ・ その他車両用潤滑油：エンジン油を除く車両用潤滑油。
- ・ 船舶エンジン用潤滑油：重油を燃料とする船舶用及びコージェネ等エンジン油、産業用ディーゼル機関用エンジン油、船外機専用油。
- ・ 機械油：産業機械に用いられる潤滑油。
- ・ 金属加工油：金属加工に用いられる潤滑油。
- ・ 電気絶縁油：電気絶縁に用いられる潤滑油。
- ・ その他の特定用途向潤滑油：上記に分類されない特定用途向け潤滑油(ベースオイル等を含む)。
- ・ その他の潤滑油：いずれの用途にも属さない潤滑油。

3. 石油製品製造業者・輸入業者月報(その3)

本調査票は、(その1票)に記載された各品目別の輸入及び輸出数量を国又は地域別に調査するものです。

本票の品目別輸入数量計及び輸出数量計は(その1票)の該当品目数量と一致させてください。よって、本票は(その1票)と併せて提出してください。

(1) 国別輸入

(その1票)の月間受入量の「輸入」に記入がある場合は、品目別に、積出地の国又は地域名と、その国コード等を記入してください(石油製品需給動態統計調査石油輸入調査コード表(以下、「コード表」という)別表3「国・地域コード」参照)。

(2) ボンド輸入

ボンド輸入について品目別に記入してください。

なお、ボンド輸入とは、本邦と海外を往来する航空機又は船舶に供給される石油製品として保税地域(製油所、油槽所)に輸入する製品です。

(注)1 本項目は、(その1票)の輸入数量には含まれません(外数)。

2 国内市場に投入されない(再輸出される)ことが決まっているものについては本欄に記入せず、ボンド輸入同様、(その3票)の「4. ボンド輸入」に記入してください。

(3) 国別輸出

(その1票)の月間払出量の「輸出」に記入がある場合は、品目別に、仕向地の国又は地域名と、その国コード等を記入してください(コード表「別表3 国・地域コード」参照)。なお、米軍向けは「米軍(701)」として、本邦と海外を往来する航空機又は船舶向けは「ボンド(703)」として記入してください。

(注)国内で生産されたボンド扱い輸出製品は、輸出に含まれます。

4. 石油製品製造業者・輸入業者月報(その4)

(注)原油を取り扱う事業所のみ、本調査票に記入し提出してください。

○原油

「原油」欄には、あなたの製油所(工場)及び原油受入・貯蔵基地等(以下「製油所等」という)で取り扱った原油について記入してください。

ただし、コード表別表1「企業・事業所コード」に記載されていない企業等に貯蔵設備を貸している場合には、その貸している部分の受払や在庫等は含めずに記入してください。

なお、その貸している部分から原油を受け入れる場合には、事前にご相談ください。

① 油種名及び油種コード

原油(粗油及びコンデンセートを含む)の油種名及び油種コードは、コード表別表2「原油コード」の名称及び番号を記入してください。

(注)番号には、コード表別表1「企業・事業所コード」より所有者名義の「企業コード」の3桁を、原油コードの先頭に追加してください。

【記入例①-1参照】

なお、国家備蓄用、輸出、海外からの受託精製等には、下表の該当番号を油種コード前の1カラム目(国備コード)に記入してください。

国家備蓄用として輸入した原油	1
民間在庫から国家備蓄用となった原油	3
国家備蓄用から民間在庫となった原油	4
輸出した原油	7
海外から受託精製した原油	8
上記以外の原油	0

【記入例①-1】<原油受入>

A石油(企業コード 001)の事業所に自社分及びB社(企業コード 002)所有の原油を受け入れた場合。

6. 原油					
項目 油種名	油種コード	受入		消費	C
		直受入	転入		
		A	B		
A石油に該当するコード表別表1の企業コード3桁を記入	企業コード(コード表別表1)				
ARAB-L	0 001 13701	25,000		13,000	
KUWAIT	0 001 13801	6,000		4,000	
SUMATR-L	0 001 11811	3,000		2,000	
ARAB-L	0 002 13701	9,000			
B社に該当するコード表別表1の企業コード3桁を記入	原油コード(コード表別表2)				

② 受入

a. 直受入

自社分、他社分を問わず、あなたの製油所等に受け入れた国産原油及び輸入原油について記入してください。なお、自社分及び他社分は、輸入名義（輸入申告者）で区分してください。

(i) 原油の受託精製分及び貸借関係（返還、借入）の如何を問わず、あなたの製油所等に受け入れたものを記入してください。

(ii) この調査の輸入原油の直受入は、検尺数量を記入してください。（税関立会検尺により決定された数量で、関税の納付手続き完了の意味ではありません。）

なお、検尺完了日が翌月になる場合は、翌月分で報告してください。

(iii) 粗油及びコンデンセートも原油に含めて記入してください。

(iv) 原油輸入の一部を瀬取り又は二港揚げ等を行った場合は、あなたの製油所等に荷揚げされ、検尺された数量のみを記入してください。

(v) 自社名義の輸入原油を需要家（電力会社等）に直接納入した場合は原則納入者が納入した需要家の企業名、事業所名で報告してください。このような場合は、必ず関係企業と連絡を取って記入漏れや重複のないようにしてください。

【記入例②-1参照】

(vi) 産油国共同備蓄事業に関する原油輸入を行う場合、また、産油国共同備蓄事業による原油在庫から原油を購入する場合は、事前にご相談ください。

b. 転入

(i) 自社分、他社分を問わず、他の製油所等から受け入れた数量を記入してください。なお、受け入れの完了が翌月にわたっても当月中の受け入れと見なし、転送側の払出数量に合わせてください。

(ii) 自社製油所等において、他社名義の原油を売買等で自社名義にするときは、他社原油を転送で払い出し、同量を自社原油として転入欄に記入してください。

【記入例②-2参照】

【記入例②-1】＜電力会社への直接納入＞

A石油（企業コード 001）が、C電力（企業コード 003）D発電所（事業所コード 004）に、電力用として直接納入した場合。

6. 原油		(単位：k l)							
項目 油種名	油種コード		受入		消費	出荷			転送 月末在庫
			直受入	転入		電力用	石油化学用	その他用	
			A	B		D	E	F	
SUMATR-L	0	001 11811	10,000			10,000			

※A石油が、企業名にC電力を記入、事業所名にD発電所を記入した調査票を起票し、上記内容を記入して報告してください。

【記入例②-2】〈原油の名義振替〉

A石油(企業コード 001)の事業所がB社(企業コード 002)の輸入した原油を受け入れた後、一部を自社名義に振り替え、その原油を消費及び出荷し、残りは在庫とした場合。

6. 原油			(単位：k l)							
項 目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		C	D	E		
ARAB-L	0	002 13701	9,000						8,000	1,000
ARAB-L	0	001 13701		8,000	5,000	1,000				2,000

③ 消費(処理)

あなたの製油所等で石油製品を生産するために常圧蒸留装置(トッパー)を用いて処理した原油の数量を記入してください。ただし、海外からの受託精製の場合は油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“8”を記入してください。

【記入例③-1参照】

(石油製品を生産する以外の目的で処理した原油の数量は含まれません。)

【記入例③-1】〈海外からの受託精製〉

A石油(企業コード 001)の事業所が海外受託精製をした場合。

6. 原油			(単位：k l)							
項 目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		C	D	E		
ARAB-L	8	001 13701	9,000		9,000					

④ 出荷

- (i) 自社分、他社分を問わず、精製目的以外に出荷した数量を油種別及び用途別(電力、石油化学、その他)に分けて記入してください。
- (ii) 在庫若しくは受け入れた原油を、名義を変えて出荷する場合は、転送及び転入欄を使用して名義を変更し、変更後の名義で出荷に記入してください。
- (iii) 自社名義の輸入原油を需要家に直接納入した場合は、納入者が需要家の企業名、事業所名を記入し報告(直受入=出荷)をしてください。

【記入例②-1参照】

⑤ 転送

- (i) 自社分、他社分を問わず、他の製油所等へ払い出した数量を記入してください。
- (ii) 自社製油所等において、自社名義の原油を売買等で他社名義にするときは、自社原油を転送で払い出し、同量を他社原油として転入欄に記入してください。
- (iii) 自社及び他社を問わず、原油を輸出するときは、転送で払い出し、同量を輸出用として転入で受けて、転送欄に記入してください。なお、輸出用の原油を記入する際は、油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“7”を記入してください。

【記入例⑤-1参照(次ページ)】

【記入例⑤-1】＜原油を輸出＞

A石油(企業コード 001)の事業所が保有する原油の一部を消費し、一部を輸出した場合。

6. 原油		(単位：k l)							
項目 油種名	油種コード	受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
		直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
		A	B		D	E	F		
ARAB-L	0 001 13701			10,000				5,000	100,000
ARAB-L	7 001 13701		5,000					5,000	

⑥ 月末在庫

あなたの製油所等で保管している月末の在庫量を記入してください。

ただし、需要家からの預かり品、及びコード表別表1「企業・事業所コード」に記載されていない企業等に貯蔵設備を貸している場合には、貸している部分の在庫に相当する量を含めないでください。

国家備蓄原油について

国家備蓄原油については、「積み増し」原油と、備蓄場所の移動等「積み替え」原油があります。また、民間在庫から国家備蓄になるものや、国家備蓄から民間在庫になるものがあります。これらは次のように記入してください。

- 輸入原油のうち、国家備蓄用として輸入した原油は、直受入及び転送欄に記入し、油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“1”を記入してください。【記入例(a)参照】
- 自社名義の輸入原油を国家石油備蓄基地に国家備蓄用として直接納入した場合は、納入者が納入した国家石油備蓄基地名で報告してください。(電力会社等の需要家に直接納入した場合と同様。)この場合も、「石油輸入調査」で報告される陸揚地別の原油輸入量合計と本調査による事業所ごとの直受入量合計は一致させる必要があります。
- 既に国家備蓄となっている原油を、備蓄場所を移動するために輸送する場合は、記入する必要はありません。
- 石油会社の民間在庫が国家備蓄になった場合は、事業所分と国家備蓄分を記入してください。国家備蓄分は油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“3”を記入し、買い上げられた量を転入及び転送欄に記入してください。事業所分はその量を転送欄に記入し、在庫を整合させてください。【記入例(d)参照】
- 国家備蓄が民間在庫になった場合は、国家備蓄分と事業所分を記入してください。国家備蓄分は油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“4”を記入し、払い下げられた量を転送及び転入欄に記入してください。事業所分はその量を転入欄に記入し、在庫を整合させてください。【記入例(e)参照】
- 国家備蓄を輸出する場合は、国家備蓄分と事業所分を記入してください。国家備蓄分は油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“4”を記入し、国家備蓄から移行した量を転送及び転入欄に記入してください。輸出については次の行に油種コードの前の1カラム目(国備コード)に“7”を記入し、輸出した量を転送及び転入欄に記入してください。事業所分はその量を転入欄に記入し、在庫を整合させてください。【記入例(f)参照】

【国家備蓄原油の記入例】

(a)国家備蓄用として原油を輸入した場合。

※国家石油備蓄基地に国家備蓄用として直接納入した場合、納入者が納入した国家石油備蓄基地の企業・事業所名で調査票を起票して報告してください。

6. 原油		(単位：k l)								
項目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		D	E	F		
SUMATR-L	1	001 11811	1,500						1,500	

(d)民間在庫が国家備蓄になった場合。

6. 原油		(単位：k l)								
項目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		D	E	F		
ARAB-L	0	001 13701							1,000	
ARAB-L	3	001 13701		1,000					1,000	

(e)国家備蓄が民間在庫になった場合。

6. 原油		(単位：k l)								
項目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		D	E	F		
ARAB-L	4	001 13701		1,000					1,000	
ARAB-L	0	001 13701		1,000						1,000

(f)国家備蓄を輸出した場合。

6. 原油		(単位：k l)								
項目 油種名	油 種 コ ー ド		受 入		消 費	出 荷			転 送	月末在庫
			直受入	転 入		電力用	石油化学用	その他用		
			A	B		D	E	F		
ARAB-L	4	001 13701		1,000					1,000	
ARAB-L	7	001 13701		1,000					1,000	

(記入例1)



政府統計

石油製品需給動態統計調査

秘

石油製品製造業者・輸入業者月報（その1）

基幹統計調査			
提出先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

(2025年 ×× 月分)

輸入量は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その3票)「3. 国別輸入」と一致します。

※0以上の整数にてご記入ください。

1. 品目別受払											
項目	品目	番号	ガソリン(k1)	ナフサ(k1)	ジェット燃料(k1)	トランプ油(k1)	灯油(k1)	軽油(k1)	重油		液化石油ガス
									A 重油(k1)	B・C重油(k1)	
月間受入量	生産部門よりの受入	0101	35	20	35						
	輸入	0102		30							
	製造業者・輸入業者よりの購入・融通	0103	10								
	販売業者よりの購入	0104						40			
	品種振替による増量	0105									
	石油化学よりの返還	0106									75
	その他の月間受入量	0107									
月間払出量	消費者・販売業者向販売	0108		15				40			85
	製造業者・輸入業者への販売・融通	0109									
	輸出	0110	15		35						
	品種振替による減量	0111									
	自家消費	0112									
	その他の月間払出量	0113									
	月末在庫量	0114	50	55				0			0

小数点以下の値については、四捨五入をして、0以上の整数にてご記入ください。

「消費者・販売業者向販売」、「月末在庫量」のうちガソリン、ナフサ、潤滑油は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その2票)「2. 品目別月間払出量(燃料油等)」を合計したものと一致します。

輸出力は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その3票)「5. 国別輸出」と一致します。

(注) 「輸入」にはボンド輸入を含みません。ただし、「輸出」にはボンド輸出を含みます。

企業名	経産石油(株)	本店所在地	(〒xxx-xxxx) (電話 xx-xxxx-xxxx) 千代田区霞ヶ関3-1	統計調査番号	調査票番号	年	月	日
事業所名	千代田支店	事業所所在地	(〒xxx-xxxx) 千代田区丸の内9-10	0 0 6	5 8 1 0	2 0 2	5	
報告義務者の氏名	支店長 石油一郎	作成部署名及び氏名	石油課 統計 恭雄	都道府県	事業所番号	整理番号		

(××××年 ×× 月 ×× 日作成)

経済産業省 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)



石油製品製造業者・輸入業者月報（その2）

基幹統計調査	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月12日
提出部数	1部

(2025年 ×× 月分)

※0以上の整数にてご記入ください。

2. 品目別月間払出量（燃料油等）				(単位：k1)	
品目	項目	番号	消費者・販売業者向販売量	月末在庫量	備考
			A	B	
ガソリン	自動車用高級ガソリン	0201	品目を合計したものは、石油製品製造業者・輸入業者月報(その1票)月間払出量の「消費者・販売業者向販売」、「月末在庫量」と一致します。	5	
	自動車用並級ガソリン	0202		45	
	その他の用ガソリン	0203			
ナフサ	石油化学用ナフサ	0204	13	55	
	その他の用ナフサ	0205		2	
潤滑油	ガソリンエンジン用潤滑油	0206	20		
	ディーゼルエンジン用潤滑油	0207		20	
	その他の車両用潤滑油	0208			
	船舶エンジン用潤滑油	0209			
	機械油	0210		10	
	金属加工油	0211		50	
	電気絶縁油	0212			
	その他の特定用途向潤滑油	0213			
	その他の潤滑油	0214		15	

統計調査番号	調査票番号					年	月	分
006	5810205							
事業所番号								
都道府県		整理番号		号				

企業名	経産石油（株）	事業所名	千代田支店
-----	---------	------	-------



石油製品製造業者・輸入業者月報（その3）

基幹統計調査	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月12日
提出部数	1部

(2025年 ×× 月分)

※0以上の整数にてご記入ください。

3. 国別輸入		番 号		ガソリン	ナフサ	ジェット燃料油	灯油	軽油	重油		潤滑油	アスファルト	グリース	パラフィン	液化石油ガス		
品 目	コード	国コード等	(k1)	(k1)	(k1)	(k1)	(k1)	(k1)	A 重油 (k1)	B・C 重油 (k1)	(k1)	(t)	(t)	(t)	P・P、P・B (t)	B・B (t)	
国又は地域名			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
台湾	3	106		25													
インドネシア	3	118		5													
	3																
	3																
	3																
	3																
	3																

「国又は地域名」及び「番号」は、「別表3 国・地域コード」を参考に必ず記入してください。「国別輸入」は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その1票)輸入を国別に分け記入してください。したがって、「国別輸入」を合計したものは、(その1票)の輸入と一致します。

「国又は地域名」及び「番号」は、「別表3 国・地域コード」を参考に必ず記入してください。「国別輸入」は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その1票)輸入を国別に分け記入してください。したがって、「国別輸入」を合計したものは、(その1票)の輸入と一致します。

4. ボンド輸入		番 コード	品 目	ガソリン (k1)	ジェット 燃料油 (k1)	灯油 (k1)	軽油 (k1)	重油		潤滑油 (k1)
								A (k1)	B・C (k1)	
	ボンド輸入	4	703		50				F	G

(注) ボンド輸入は、「1. 品目別受払」の外数とし、月間受入量の「輸入」に含めません。

5. 国別輸出		番 コード	品 目 国又は地域名	ガソリン (k1)	ナフサ (k1)	ジェット 燃料油 (k1)	灯油 (k1)	軽油 (k1)	重油 (k1)	重油		潤滑油 (k1)	アスファルト (t)	グリース (t)	パラフィン (t)	液化石油ガス		
										A (k1)	B (k1)					P・P、 (t)	B・B (t)	(t) M
		5		A	B	C	D	E	F	G								
	韓国	5	103		15													
	ボンド	5	703				35											
		5																
		5																
		5																
		5																

「国又は地域名」及び「番号」は、「別表3 国・地域コード」を参考に必ず記入してください。「国別輸出」は、石油製品製造業者・輸入業者月報(その1票)輸出を国別に分け記入してください。したがって、「国別輸出」を合計したものは、(その1票)の輸出と一致します。

(注) ボンド輸出は、「1. 品目別受払」の内数とし、月間払出量の「輸出」に含めてください。

統計調査番号	調査票番号	年	月	日
0	0	6	5	8
1	0	2	0	2
5				
事		業		
都道府県		整		

企 業 名	経産石油（株）	事 業 所 名	千代田支店
-------	---------	---------	-------

(××××年 ×× 月 ×× 日作成)

経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

[illegible]

(注) 記入しきれない場合は、別用紙に記入してください。

企 業 名	経産石油（株）	事 務 所 名	東京製油所
作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	石油課 統計 恭雄	(電話 xx - xxxx - xxxx)	

※0以上の整数にてご記入ください。

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年	月	分
0 0 6	5 8 1 0	2 0 2	5	

事 業 所		番 号	
都 道 府 県	整 理	番	号

(×××年××月××日作成)

省(資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)



政府統計



石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報（その1）

（ 2025 年 月 分）

基 幹 統 計 調 査			
提 出 先		経 済 産 業 大 臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

1.品目別受払		液化石油ガス															
項 目	品 目	番 号	ガソリン (kl)	ナフサ (kl)	ジ燃料 (kl)	灯油 (kl)	軽油 (kl)	重油		潤滑油 (kl)	アスファルト (t)	グリー (t)	スパラフィン (t)	P・P、P・B・B			
								A (kl)	B・C (kl)					(t)	L	(t)	M
月 間 受 入 量	生産部門よりの受入	0101															
	輸 入	0102															
	製造業者・輸入業者よりの購入・融通	0103															
	販売業者よりの購入	0104															
	品種振替による増量	0105															
月 間 払 出 量	石油化学よりの返還	0106															
	その他の月間受入量	0107															
	消費者・販売業者向販売	0108															
	製造業者・輸入業者への販売・融通	0109															
	輸 出	0110															
月 末 在 庫 量	品種振替による減量	0111															
	自家消費	0112															
	その他の月間払出量	0113															
月 末 在 庫 量		0114															

(注) 「輸入」にはボンド輸入を含みます。ただし、「輸出」にはボンド輸出を含みます。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地		(〒 -) (電話 - -)	
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地		(〒 -)	
報告義務者の氏名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名		(電話 - -)	

(年 月 日作成)

経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年	月	日
0 0 6	5 8 1 0	2 0 2	5	
事	業	所	番	号
都道府県	整	理	番	号
...	...	...	...	...



政府統計



石油製品製造業者・輸入業者月報（その2）

石油製品需給動態統計調査

基幹統計調査		
提出先		経済産業大臣
提出期日	翌月12日	提出部数 1部

(2025 年 月 分)

2.品目別月間払出量(燃料油等)				(単位：KI)	
品目	項目	番号	消費者・販売業者向販売量	月末在庫量	備考
			A	B	
ガソリン	自動車用高級ガソリン	0201			ハイオク
	自動車用並級ガソリン	0202			レギュラー
	その他の用ガソリン	0203			
ナフサ	石油化学用ナフサ	0204			
	その他の用ナフサ	0205			
潤滑油	ガソリンエンジン用潤滑油	0206			
	ディーゼルエンジン用潤滑油	0207			
	その他の車両用潤滑油	0208			
	船舶エンジン用潤滑油	0209			
	機械油	0210			
	金属加工油	0211			
	電気絶縁油	0212			
	その他の特定用途向潤滑油	0213			
	その他の潤滑油	0214			

統計調査番号			調査票番号			年 月 日		
0 : 0 : 6			5 : 8 : 1 : 0			2 : 0 : 2 : 5		
事 業 所						番 号		
都道府県			整 理			番 号		
. : . : .			. : . : .			. : . : .		

企 業 名	事 業 所 名
-------	---------



政府統計



石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報（その3）

（ 2025 年 月 分）

基 幹 統 計 調 査			
提 出 先		経 済 産 業 大 臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

3. 国 別 輸 入		番 号		ガソリン (KL) A	ジエソ 燃料 (KL) C	ト 油 (KL) D	軽 油 (KL) E	重 油			潤滑油 (KL) H	アスファルト (t) I	グリー (t) J	ス (t) K	液化石油ガス			
品 目 国又は地域名	品 目	コード	国コード等					A	重油 (KL) F	B・C重油 (KL) G					P・P、P・B (t) L	B (t) M		
		3																
		3																
		3																
		3																
		3																
		3																
		3																

4. ボンド輸入		番 号		ガソリン (KL) A	ジエソ 燃料 (KL) B	ト 油 (KL) C	軽 油 (KL) D	重 油		潤滑油 (KL) G
品 目	品 目	コード	国コード等					A	重油 (KL) E	
ボ ン ド 輸 入		4	703							

(注) ボンド輸入は、「1. 品目別受払」の外数とし、月間受入量の「輸入」に含まれません。

5. 国 別 輸 出		番 号		ガソリン (KL) A	ジエソ 燃料 (KL) C	ト 油 (KL) D	軽 油 (KL) E	重 油			潤滑油 (KL) H	アスファルト (t) I	グリー (t) J	ス (t) K	液化石油ガス			
品 目 国又は地域名	品 目	コード	国コード等					A	重油 (KL) F	B・C重油 (KL) G					P・P、P・B (t) L	B (t) M		
		5																
		5																
		5																
		5																
		5																
		5																
		5																

(注) ボンド輸出は、「1. 品目別受払」の内数とし、月間払出量の「輸出」に含まれてください。

統計調査番号	調 査 票 番 号	年	月	日
0 0 6	5 8 1 0	2 0 2	5	
事 業 所	整 理 番 号			
都道府県				

企 業 名	事 業 所 名
-------	---------

（ 年 月 日作成）
経 済 産 業 省（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）



石油製品製造業者・輸入業者月報(その4)

(2025 年 月 分)

政府統計

基幹統計調査			
提出先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

[illegible]

(注) 記入しきれない場合は、別用紙に記入してください。

統計調査番号	調査票番号	年	月	日
0 : 0 : 6	5 : 8 : 1 : 0	2	0	2 : 5
事業所番号				
都道府県	整理番号			

企 業 名		事 業 所 名	
作成者の所属 部署名及び氏名		(電話 - -)	

(年 月 日作成)

省(資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)